

新居浜市安全安心のまちづくり条例 逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、犯罪、事故、災害その他市民生活に悪影響を及ぼすような不安、脅威及び危険（以下「犯罪等」という。）を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全安心のまちづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにすることにより、一体となつての安全安心のまちづくりを総合的に推進し、もつて市民が安心して暮らすことができる安全で安心な地域社会の実現を図ることを目的とする。

【解説】

犯罪、事故、災害その他市民生活に悪影響を及ぼすような不安、脅威及び危険にさらされることなく、安全で安心して暮らせる社会は、市民みんなの願いです。

このため、本条は本条例が、市民が安全で安心して暮らせることができる地域社会づくりに関し基本理念を定め、市、市民、事業者等の役割を明らかにすることにより、三者が一体となつての安全で安心のまちづくりを総合的に推進し、それによつて市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とすることを明らかにしたものです。

また、犯罪、事故、災害等の発生を未然に防止することはもちろんですが、やむを得ず犯罪等が発生した場合においては、被害の拡大防止や被害の軽減に向けて取り組む必要があります。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者及び市内に通勤、通学等をする者をいう。
- (2) 事業者等 市内において事業活動を行うすべての者並びに市内に所在する土地及び建物その他の工作物の所有者並びに管理者をいう。

【解説】

本条は、市民、事業者等の用語の意義を明確にしたものです。

- (1) 「市民」とは、住民登録の有無を問わず、市内に生活拠点を置くすべての者、及び通勤、通学するすべての者をいいます。
- (2) 「事業者等」とは、市内に事務所、店舗、工場等を有し、事業活動を行うすべての法人及び個人、並びに市内に土地及び建物その他の工作物を所有・管理するすべての法人及び個人をいいます。

(基本理念)

第3条 安全安心のまちづくりは、市、市民及び事業者等がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、協働することにより行わなければならない。

2 安全安心のまちづくりは、自らの地域は自らで守るという基本認識の下に、自主的又は自発的に地域の安全を確保するための活動（以下「地域安全活動」という。）が積極的に推進されるための環境づくりを目的として行わなければならない。

3 安全安心のまちづくりは、犯罪等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、市、市民及び事業者等が犯罪等に関する体験及び教訓並びに犯罪等に対する知識等を日常生活に生かすとともに、将来の世代に継承することを目的として行わなければならない。

【解説】

本条は、市民が安心して暮らすことができる安全で安心な地域社会の実現を図るという第1条の目的達成のため、本条例の基本理念を明確に示すことにより、本条例のあり方を方向付けるものです。

本条例は、市、市民及び事業者等が協働しながら、自主的・自発的に地域安全を確保するための活動を行う等、市民、事業者等に理念の共有を願うという理念条例であり、犯罪等を取り締まったりすることを目的としたものではありません。

市民、事業者等との連携・協働により、人の目が行き届いた犯罪、事故、災害の起きにくい環境づくりを進めることを目的としており、多くの市民、事業者等の協力を得て、市を挙げて安全で安心なまちづくりに取り組むための条例となっています。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全安心のまちづくりを推進するために必要な施策を策定し、実施するよう努めなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、かつ、実施するに当たっては、市民及び事業者等の意見を十分に反映させるとともに、国、県、警察署その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と密接な連携を図るよう努めなければならない。

3 市は、震災、風水害等に対しては、新居浜市地域防災計画に基づく施策の推進により、市民の安全を確保するよう努めなければならない。

4 市は、犯罪等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に援護を必要とする高齢者、障害者、子供等に配慮した施策が実施されるよう努めなければならない。

【解説】

本条は、前条の基本理念に基づき、市が果たすべき役割、責務を定めたものです。市は、第1項において、基本理念にのっとり、安全安心のまちづくりを推進するために必要な施策を策定し、実施するよう努めなければいけないとしており、その施策を実施するに当たって、特に第4項では、犯罪等弱者となりやすい高齢者、障害者、子供等、要援護者へ配慮するよう努めるものとしています。

○施策の具体的な事例

- (1) 防犯教室(高齢者に対する振り込め詐欺対策等)や自主防災組織育成のための講習会等、地域における防犯・防災活動に対する啓発。
- (2) 家庭、学校、地域が連携しての、児童・生徒への安全教育の実施。
- (3) 登下校時の安全確保のための、小・中学生への防犯ブザーの配布。
- (4) 生活道路の改善。(歩道のバリアフリー化、歩車道の分離、危険箇所へのガードパイプ・照明灯の設置等)
- (5) 安全に配慮した公共施設・設備の整備。(障害者・高齢者にやさしい公園整備。公共建築物の完全バリアフリー化、見通しの確保、遊具の点検等)
- (6) 消費生活相談ほか各種市民相談の実施。
- (7) 防災対策。(雨水ポンプ場の整備、砂防施設の整備、海岸の護岸整備、公共施設の耐震化等)
- (8) 事業所におけるBCP計画(事業継続計画)作成の啓発、支援。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、常に生活の安全に関する意識を高め、自ら生活の安全の確保を図り、互いに協力して地域安全活動を推進するよう努めるとともに、市の実施する安全安心のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条に定める基本理念に基づき、市民一人一人が自ら自分の安全を守り、互いに協力して地域安全活動の推進に努めるとともに、市が実施する施策への協力に努めることを求めるものです。

○責務の具体的な事例

- (1) 自ら生活の安全を確保するため、自転車・自動車を離れるときは、短時間でもロックする、短時間の外出でも戸締りをする、忍び込み等の犯罪防止に関し、見通しのきく垣や柵にする等。
- (2) 地域防犯パトロール等、地域安全活動への参加。(自主防犯活動の推進)
- (3) 自主防災組織の充実。(初期消火、救助活動等の協力。)
- (4) 日頃から家庭で防犯・防災について話し合い、家族の連絡方法等を確認。
- (5) 耐用年数の過ぎた消火器等、危険物の適切な管理・処分。
- (6) 住宅の建設等の際、構造・配置について防犯・防災に配慮。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、地域の安全に配慮し、犯罪等を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市の実施する安全安心のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

【解説】

本条は、第3条に定める基本理念に基づき、事業者等が業種や法人・個人を問わず市内で事業活動を行うに当たって、防犯・防災の責任を担う者を置くなど犯罪等を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、市が実施する施策への協力に努めることを求めるものです。

○責務の具体的な事例

- (1) 事務所荒らしへの対応として、小売店・事業者等の犯罪の防止に配慮した門扉・錠前・防犯カメラの設置等。
- (2) ハード面・ソフト面の両面から事業所において犯罪、事故、災害等の防止に配慮するとともに、従業員や来客等の安全確保。
- (3) 土地・建物その他工作物の所有・管理者が、その整備や維持管理において、他者から侵入等されにくい措置を講じる等、犯罪を誘発しにくい環境の整備。
- (4) 犯罪、事故、災害に対応する行動マニュアルや事業継続計画（BCP）の作成。
- (5) 従業員への安全教育や訓練の実施。
- (6) 事故や災害が発生したときに備え、関係機関や周辺地域への連絡体制を構築。
- (7) 「火災予防条例」や「環境保全協定」等、個別の法令、協定に基づく措置。

(地域安全活動)

第7条 市、市民及び事業者等は、地域安全活動を連携し、及び協力して積極的に推進することにより、助け合いの精神に根ざした良好な地域社会の構築に努めなければならない。

2 市、市民及び事業者等は、市民一人一人が行う身近な暮らしの安全及び安心の確保に関する取組を、地域全体の活動につなげていくよう努めなければならない。

3 市民及び事業者等は、地域で犯罪等が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、速やかに関係機関等に通報するとともに、互いに協力して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市長は、市民及び事業者等が推進しようとする地域安全活動に対して、必要な助言及び指導を行うことができる。

【解説】

本条は、第3条に定める基本理念の中の地域安全活動として、市、市民及び事業者等が行わなければならない責務を定めたものであります。また、市長は、地域安全活動に対して、必要な助言及び指導を行うことができるとしています。

特に第3項では、市民及び事業者等は、犯罪、事故、災害等が発生した場合や、そのおそれがある場合には、速やかに関係機関等へ通報し、被害の拡大防止や周辺の安全確保のため協力して必要な措置をとることとされており、具体的には、日頃から連絡・通報体制の確認や共同訓練などを実施していくことが必要です。

(情報提供)

第8条 市は、市民及び事業者等が適切かつ効果的に安全安心のまちづくりに関する活動が推進できるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

2 市は、前項の情報の提供に当たっては、個人情報 を適正に取り扱わなければならない。

【解説】

本条は、安全安心のまちづくりに関する活動が推進できるよう、市が市民及び事業者等に対して、必要な情報提供を行うとしています。その際、市は個人情報を適正に取り扱わなければならないとしています。

○情報提供の具体的な事例

不審者情報のHP掲載やメール配信、各種防犯・防災・交通事故防止等啓発活動。

(意見の聴取)

第9条 市長は、この条例の目的を実現するに当たり、必要に応じて関係者に対し、意見又は協力を求めることができる。

【解説】

本条は、この条例の目的である市民が安心して暮らすことができる安全で安心な地域社会の実現を図るため、市長が必要に応じて関係者に対し、意見又は協力を求めることができることを定めたものです。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。